

65歳以上のみなさん(第1号被保険者)の 介護保険料が決定しました

今年度の介護保険料納入通知書を6月中旬に郵送します。保険料の額は平成27年度住民税の課税状況に応じて決定しました。

【納付方法】

◎年金天引きによる納付(特別徴収)

6月に決定した保険料(年額)から、仮徴収額を差し引いた額が10月以降の年金から3回に分けて天引きされます。(仮徴収額は4月に送付した「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」の額で、4月、6月、8月の年金からは、通知したその額が天引きされます)

◎納付書による納付(普通徴収)

納付書や口座振替で納めていただきます。保険料(年額)は6月から翌年の3月までの10期に分けて納付します。各納期限までに納め忘れのないよう納付してください。

【介護保険料が変わります】

介護保険料は、介護保険事業費をもとに算定し、3年ごとに見直しを行っています。平成27年度から平成29年度の介護保険料が決まり、10段階に変わりました。

| 所得段階 | 所得などの条件 | 保険料(年額) | |
|-------|----------------------------------------------------------|---------------|---------|
| | | 平成27年度・平成28年度 | 平成29年度 |
| 第1段階 | 生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 | 30,600円 | 20,400円 |
| | 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人 | | |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の人 | 44,100円 | 33,900円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の人 | 50,900円 | 47,500円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人 | 61,100円 | |
| 第5段階 | 本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人 | 67,800円 | |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人 | 81,400円 | |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人 | 88,200円 | |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人 | 101,700円 | |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人 | 115,300円 | |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人 | 128,900円 | |

※平成27年度及び28年度は、第1段階対象者は公費負担により保険料額が軽減されます。

また、平成29年度は第1段階から第3段階までが公費負担により保険料額が軽減される予定です。

【問合先】福祉健康課 ☎388-7171

情報公開・個人情報保護制度実施状況

【情報公開制度】

平成26年度の公開状況は次のとおりです。

| 請求 件数 | 処理状況 | | | | |
|----------|------|------|-----|-----|------|
| | 公開 | 部分公開 | 非公開 | 不存在 | 取り下げ |
| 8 | 3 | 3 | | 2 | |

【個人情報保護制度】

平成26年度、個人情報保護制度の運用状況は、開示、訂正、削除の請求および不服申し立てはありませんでした。